別紙　1

# 学校給食費の公会計化に関するＱ＆Ａについて

## １　公会計化について

Ｑ１－１　給食費の公会計化とは何ですか？

Ａ１－１　保護者のみなさまからお支払いただく給食費を市の予算に入れ（歳入）、購入した給食の食材費を市の予算から支払う（歳出）ことです。

Ｑ１－２　何のために公会計化するのですか？

Ａ１－２　次の３つのことを目的としています。

① 市の予算にすることで、市のルールに従った会計処理や会計監査とし、会計をより明確にすること。

② 給食費の取り扱いを統一することにより、給食費の負担を公平にすること。

③ 学校教職員の事務負担の軽減を図ること。

Ｑ１－３　保護者にとっては、何が変わりますか？

Ａ１－３　主に次の４つです。

① 給食費の支払先が、学校から市に変わること。

② 給食費の支払方が、金融機関口座からの振替（引き落とし）か、市から送る納付書になること。

③ 入学時や給食を食べないときなどに、市へ書類を出していただくようになること。

④ 給食費の滞納などがあれば市から連絡があること（学校を通しての場合もあります）。

## ２　給食費について

Ｑ２－１　給食費は何に使われるのですか？

Ａ２－１　給食に使う食材の購入に使います。

Ｑ２－２　なぜ給食費を払わなければならないのですか？

Ａ２－２　給食費をお支払いただけないと、食材を買うお金が不足することになり、必要な食材を買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。

Ｑ２－３　給食費の金額はいくらですか？

Ａ２－３　小学校（児童）は月額 4,400 円（実費 4,800 円から 400 円減額して

います。）、中学校（生徒）は月額 4,800 円（実費 5,200 円から 400 円減額しています。）、教職員は月額 5,200 円です。亀山中学校と中部中学校においては、牛乳代（１本あたり生徒は 44 円（実費 64 円から 20 円減額しています。）、教職員は 64 円）のみ徴収します。毎年４月に、学校給食費の金額や納期限などについてお知らせしますので、確認をお願いします。

また、１食あたりの金額については、次のとおりです。変更することがあれば、事前に保護者の皆様へお知らせいたします。

| 学校区分 | 主食・副食・飲用牛乳の提供を受ける場合 | 飲用牛乳の提供を受ない場合 |
|---|---|---|
| 小学校（児童） | ２７０円 | ２７０円より飲用牛乳の単価を引いた額 |
| 関中学校（生徒） | ２９０円 | ２９０円より飲用牛乳の単価を引いた額 |
| 教職員 | ３１０円 | ― |

Ｑ２－４　学校で給食を食べなかった場合、返金してもらえるのですか？

Ａ２－４　急な発熱やけがなどで学校を休む場合や、台風、感染症等による学級閉鎖の場合は返金の対象になりませんが、次に該当する場合は返金の対象となります。

| 返金の対象 | 返金の条件 | 返金額（児童生徒分） |
|---|---|---|
| 病気、事故等により連続して５日（休日を除く）以上学校給食の提供を受けないとき | 学校給食の申込内容の変更を希望する日の４日前までに「学校給食申込内容変更等届出書」により教育委員会へ届け出ること。 | 【小学校】1 日あたり 105 円<br>【関中学校】1 日あたり 110 円<br>【亀山中学校・中部中学校】<br>1 日あたり 44 円 |
| 食物アレルギー等により、学校給食申込書の申込区分に変更が生じたとき | | 【例】医師の診断による食物アレルギー等により牛乳の提供を受けなくなった時<br>1 日あたり 64 円 |
| 転出等により、学校給食の提供が不要となったとき | | 【小学校】1 日あたり 105 円<br>【関中学校】1 日あたり 110 円<br>【亀山中学校・中部中学校】<br>1 日あたり 44 円 |

３　学校給食の申し込み及び申込内容の変更等の届出について

Ｑ３－１　学校給食の提供を受けるにあたり、申し込みは必要ですか。

Ａ３－１　学校給食の提供の有無や希望する内容を確認するため、児童生徒一人につき１部ずつ「学校給食申込書」の提出が必要となります。

Ｑ３－２　学校給食申込内容変更等届出書はどのようなときに提出する必要がありますか？

Ａ３－２　主に次の４つの場合です。

①　学校給食申込書の記載した児童等又は保護者の住所、児童等の保護者並びに児童等又は教職員等の在籍校及び氏名を変更するとき。

②　食物アレルギー等により、学校給食申込書の申込区分に変更が生じたとき。

③　病気、事故等により連続して５日（休日を除く。）以上学校給食の提供を受けないとき。

④　転出等により学校給食の提供が不要となったとき。

Ｑ３－３　学校給食申込内容変更等届出書を提出するときに気をつけることはありますか？

Ａ３－３　給食内容を変更したり、停止したりしようとする日の４日前までに学校へ提出してください。提出された届出書の内容を確認のうえ、亀山市学校給食費徴収規則に基づきいて、給食費の返金を行います。

４　給食費の支払いについて

Ｑ４－１　給食費の支払い方法はいつ、どのように行うのですか？

Ａ４－１　保護者の方の金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）をお願いしています。口座振替日は、各月（８月を除く）の末日ですが、末日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。

口座振替以外では市からお送りする納付書を利用してお支払いいただけますが、払い忘れを防ぐためや支払いのお手間を省くために口座振替をおすすめします。

Ｑ４－２　口座振替をするには、どのような手続きが必要ですか？

Ａ４－２　「亀山市市税等預貯金口座振替納付依頼書」に必要事項を記入し、銀行の届出印を押印のうえ、金融機関へ提出し、手続きを行ってください。

Ｑ４－３　残高不足等により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

Ａ４－３　市から納付書をお送りしますので、納付書に書かれてある期限内までに、納付書を利用してお支払いください。

Ｑ４－４　経済的に給食費の支払が困難です。どうしたらいいですか？

Ａ４－４　世帯の収入の状況等により、就学援助の認定を受けて、給食費の補助を受けることができる制度があります。
また、保護者の同意を受けて、児童手当や生活保護費から払うことができます。詳しくは、亀山市教育委員会事務局　教育総務課　保健給食グループにご相談ください。

Ｑ４－５　給食費の滞納を続けた場合はどうなりますか？

Ａ４－５　児童手当からの充当などに同意がいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合には、「亀山市の私債権の管理に関する条例」に基づき、訴訟等の法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

このＱ＆Ａは、令和７年４月時点の内容で作成されています。手続き方法や期日、金額等はその後の規則改正などにより変更となる場合がありますので、最新の情報は亀山市教育委員会事務局　教育総務課　保健給食グループまでお問い合わせいただくか、亀山市教育委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。